

令和五年政令第百七十七号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令
内閣は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）第四十二条第三項、第四十八条第九項、第五十四条第一項及び第五十五条第二項、同法第三十七条において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第五五号）第三百三十五条第二項及び第三百三十七条第三項（これらの規定を中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに同法第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第六十五条の二十四第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（移転の対象から除かれる共済契約）

第一条 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三十五条第二項（法第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。
一 法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三百三十七条第一項の規定による公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時に既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）
二 公告等の時に既に共済期間が終了している共済契約（公告等の時に既に共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲）
第二条 法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第三百三十七条第三項（法第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。
一 共済金請求権
二 返戻金、契約者割戻し（法第二十一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。第四条第二号において同じ。）に係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利
（解散等の認可をしない理由とならない共済契約）
第三条 法第四十二条第三項に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。
一 法第四十二条第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）
二 申請の日において既に共済期間が終了している共済契約（申請の日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）
（債権者の異議に関する特則に係る共済金請求権等の範囲）
第四条 法第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第六十五条の二十四第五項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利（同条第二項の規定による公告の時に既に既に生じているものに限る。）とする。
一 共済金請求権
二 返戻金、契約者割戻しに係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利
（行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え）
第五条 法第四十八条第九項において行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（共済募集を行うことができる銀行等の範囲）
第六条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。
一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）
二 信用金庫
三 信用協同組合
（所屬共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について準用する保険業法の規定の読替え）
第七条 法第五十五条において、所屬共済団体（法第五十四条第一項に規定する所屬共済団体をいう。）のために共済募集を行う共済募集人（法第五十五条第一項に規定する共済募集人をいう。）又は同項において読み替えて準用する保険業法第三百五十五条第一項の規定による立入り、質問若しくは検査をする職員について同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える保険業法読み替えられる読み替える字句
法第三十一条第二前項に規定する中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第五十五条第一項において読み替えて準用する第三百五十五条第一項の規定

附則

この政令は、法の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

読み替える一般社団法人人及び一般財団法人に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十六条第三項	第三百十條第一項	代表清算人（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第四十八条第五項の規定により同項に規定する清算共済団体を代表する清算人と定められた清算人をいう。次条第一項において同じ。）の氏名及び住所
第三百二十七条第一項	第三百十條第一項	代表清算人の氏名又は住所

（共済募集を行うことができる銀行等の範囲）	第六條	法第五十四條第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。） 二 信用金庫 三 信用協同組合
（所屬共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について準用する保険業法の規定の読替え）	第七條	法第五十五條において、所屬共済団体（法第五十四條第一項に規定する所屬共済団体をいう。）のために共済募集を行う共済募集人（法第五十五條第一項に規定する共済募集人をいう。）又は同項において読み替えて準用する保険業法第三百五十五條第一項の規定による立入り、質問若しくは検査をする職員について同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える保険業法読み替えられる読み替える字句	法第三十一條第二前項に規定する中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第五十五條第一項において読み替えて準用する第三百五十五條第一項の規定	

（行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え）
第五条 法第四十八条第九項において行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。